
青森市スポーツ推進審議会の概要について

1 青森市スポーツ推進審議会について

スポーツ基本法に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するために設置される組織。

2 スポーツ基本計画、地方スポーツ推進計画について

- (1) 国のスポーツ基本計画とは、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられるもの。
- (2) 地方スポーツ推進計画とは、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進を図るために都道府県及び市町村で定めることが努力義務とされているもの。

3 青森市スポーツ推進計画（地方スポーツ推進計画）について

本市は、まちづくりの最上位指針である青森市総合計画（計画期間：令和元年度から令和5年度まで）のスポーツ施策部分（第2章第3節）を青森市スポーツ推進計画として位置づけ、スポーツの推進に取り組んでいる。

4 審議会の活動について

- (1) 会議回数 年2回程度（5月、10月）
- (2) 審議・報告案件
 - ・【審議】スポーツ団体への補助金交付に対する意見聴取（スポーツ基本法第35条関連）
 - ・【報告】市のスポーツ振興事業の報告